

○農林水産省告示第六百八十七号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	
令和三年四月二十二日	
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県石川郡平田村大字下蓬田字古寺一八の町字泉一四二（次の図に示す部分に限る）、稻熊町字猪沢三八の一（次の図に示す部分に限る）、三三、真伝吉祥二丁目一八の一三、二九の二、三七の二二
三 変更後の指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県及び平田村役場に備え置いて縦覧に供する。)	
○農林水産省告示第六百八十八号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	令和三年四月二十二日
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 水源の涵養	福島県岡崎市南大須町字仏ヶ入
三 変更後の指定施業要件	
1 立木の伐採の方法	
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。	
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
○農林水産省告示第六百八十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	令和三年四月二十二日
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 水源の涵養	福島県田村市大越町早稲川字千丁地七七の二
三 変更後の指定施業要件	
1 立木の伐採の方法	
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。	
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
(3) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県岡崎市岩津町字西坂一から五まで、字東山六の一、六の二、七から九まで、字東山六の二十二日	

○農林水産省告示第六百九十一号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	
令和三年四月二十二日	
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県石川郡古殿町大字山上字浪瀧二〇六の町字泉一四二（次の図に示す部分に限る）、稻熊町字猪沢三八の一（次の図に示す部分に限る）、三三、真伝吉祥二丁目一八の一三、二九の二、三七の二二
三 変更後の指定施業要件	
(一) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
(3) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
○農林水産省告示第六百九十二号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	令和三年四月二十二日
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県石川郡古殿町大字山上字浪瀧二九四、二九七
三 変更後の指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)	

○農林水産省告示第六百九十三号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	
令和三年四月二十二日	
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県石川郡古殿町大字山上字浪瀧二九四、二九七
三 変更後の指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)	

○農林水産省告示第六百九十四号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	
令和三年四月二十二日	
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県東白川郡矢祭町下闘河内字下古宿八番地
三 変更後の指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
○經濟産業省告示第五百四号 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一條第一項の規定に基づき、令和三年四月一日付けをもつて左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。	令和三年四月二十二日

○農林水産省告示第六百九十一号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	
令和三年四月二十二日	
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県石川郡古殿町大字山上字浪瀧二〇六の町字泉一四二（次の図に示す部分に限る）、稻熊町字猪沢三八の一（次の図に示す部分に限る）、三三、真伝吉祥二丁目一八の一三、二九の二、三七の二二
三 変更後の指定施業要件	
(一) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
(3) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
○農林水産省告示第六百九十二号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	令和三年四月二十二日
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県石川郡古殿町大字山上字浪瀧二九四、二九七
三 変更後の指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)	
○農林水産省告示第六百九十三号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	令和三年四月二十二日
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県石川郡古殿町大字山上字浪瀧二九四、二九七
三 変更後の指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)	
○農林水産省告示第六百九十四号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	令和三年四月二十二日
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	農林水産大臣 野上浩太郎
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	福島県東白川郡矢祭町下闘河内字下古宿八番地
三 変更後の指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
○經濟産業省告示第五百四号 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一條第一項の規定に基づき、令和三年四月一日付けをもつて左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。	令和三年四月二十二日